

2020年10月12日

国立大学法人金沢大学
学長 山崎 光悦 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 市原 あかね

教員の降任制度の経過措置廃止に関する就業規則変更に関する申入れ

2021年1月1日付けの変更として提案があった、教員の降任制度の経過措置を廃止することについて、以下のとおり申し入れます。

記

1. 経過措置を廃止する理由を説明すること。

経過措置を廃止する理由について、就業規則改正の説明会（角間地区）での人事課長の発言は、「一定期間経過して教員評価制度が定着したため」というものであり、これまでの評価方法や結果についてどのような議論がされ経過措置廃止の結論に至ったのか、降任制度を運用できると考えるどのような条件が整ったのか等を含め、「定着」の内容について具体的な説明は一切ありませんでした。規程制定時に経過措置が設けられたのにはそれなりの理由があり、今回、経過措置を廃止する結論に至ったのは、その理由（何らかの条件）をクリアしたと判断されたからだと推察します。経過措置廃止の結論に至った具体的な理由について説明することを求めます。それらが全く説明されないなかでの経過措置廃止は、教員の評価制度への不安と不信を招きます。

とりわけ、降任の対象となる評価であるE評価（1号年俸制についてはC評価）の件数、不服申し立て制度の利用件数の推移は重要な要素であり開示を求めます。

2. 提案を一旦撤回すること。

経過措置の廃止について合理的で具体的な説明がないことに加え、説明会の資料に記載されていたのは、月給制適用教員に係る規程（教員評価結果の昇給等への反映に関する規程）の変更のみであって、1号年俸制適用教員に係る規

程(年俸制適用教員の給与等に関する規程)、2号年俸制適用教員に係る規程(教員評価結果の基本給等の改定への反映に関する規程)については言及がありませんでした。(経過措置廃止の是非とは別に)制度の整合性がとれておらず、提案できる状況にありませんでした。

提案を一旦撤回し、改めて提案するのであれば合理的かつ具体的な説明を伴った提案を求めます。

以上